

高額介護(予防)サービス

負担上限額(月額)が
8月から変わります



8月から、国の制度改正により、高額介護(予防)サービス費の負担上限額が一部見直されます。

上限額は下表のとおりで、市民税課税世帯の負担の上限が引き上げられます。

詳しくは、高齢介護課介護給付グループ (☎47-7406) へ。

高額介護サービス費とは

介護保険を利用して支払った自己負担額の合計が一定金額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度。該当の人へは、自動的に申請書を送付します。

利用者負担段階区分	負担の上限 (月額)	
	平成29年7月まで	平成29年8月から
市民税非課税世帯で生活保護受給者など	15,000円	同左
世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額および課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	15,000円	同左
世帯全員が市民税非課税で、上記以外の世帯の人	24,600円	同左
市民税課税世帯の人	37,200円	44,400円※
現役並み所得者に相当する人がいる世帯の人	44,400円	同左

※介護サービスを長期に利用している人に配慮し、同じ世帯のすべての65歳以上の人(サービスを利用していない人を含む)の利用者負担割合が1割の世帯は、年間446,400円(37,200円×12か月)が上限となります。このため、年間を通じての負担額は増えません(3年間の時限措置)。

屋外広告物の
申請と調査に
ご協力ください

良好な景観を守るとともに、倒壊などによる事故を防止するため、広告塔・看板・壁面広告などの屋外広告物を設置するには、条例によりあらかじめ市の許可を受ける必要があります(一定面積以下の自家広告物を除く)。

屋外広告物を設置する場合は、事前に許可申請の手続きを行ってください(許可には手数料が必要)。

また、市は、地域ごとに屋外広告物の設置状況についての調査を行います。調査では、市から委託を受けた調査員が、事業主へ説明のうえ、必要に応じて店舗や事務所などの屋外広告物を測量し、写真撮影します。

調査結果に基づき屋外広告物の許可申請手続きを依頼しますので、ご理解とご協力をお願いします。

【問合せ】都市計画課(東庁舎2階、☎47-8694)

募集

市民菜園の利用者

市は、市民菜園(加賀野、和合新町、津村町)の利用者を募集します。



※対象/市内在住で、農家世帯ではない人

※募集区画/50区画程度(抽選)

※利用期間/申込み月～平成30年3月31日

※年間利用料/1区画(約15㎡)年間4,110円(年度途中から使用開始の場合は月割り)

※申込/農林課農畜産振興グループ(☎47-8628)へ

※備考/初めての人にも分かりやすい栽培講習会を9月に開催

岐阜経済大学

社会人の履修生・聴講生

岐阜経済大学は、平成29年度後期の社会人科目等履修生および聴講生を募集します。

※募集学科/【大学】経済学部(経済学科・公共政策学科)、経営学部(スポーツ経営学科・情報メディア学科)【大学院】経営学研究科

※出願期間/8月14日(月)～25日(金)必着

※申込/同大学教務課(☎77-3516)へ

案内

就業構造基本調査にご協力～9月上旬から事前調査～

総務省は10月1日現在で、就業構造基本調査を全国一斉に実施します。

この調査は、就業・不就業の実態を詳細に把握することにより、国の雇用政策などの重要な資料となります。調査の対象は、国勢調査の調査区の中から選定された世帯です。

今回、世帯を選定するための事前調査に、統計調査員が9月

月上旬にお伺いしますので、ご協力をお願いします。

なお、調査の対象となった世帯には、9月下旬に改めて統計調査員が調査票の記入のお願いに伺います。

詳しくは、行政管理課統計調査グループ(☎47-8241)へ。

建設業退職金共済制度

建設業を営む中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度があります。掛金の一部を国が助成します。

詳しくは、建設業退職金共済事業本部(☎03-6731-2866)へ。

審議会を傍聴してみませんか

人権のまちづくり懇話会		担当：人権擁護推進室(☎47-8576)
8月31日(木)	13:30～15:30	市役所2階 第1会議室
・人権に関する市民意識調査の集計結果について ほか		

～空家バンクの運用を始めました～

住まなくなった家、登録しませんか？

市は、空家の有効活用を通して、地域の活性化や移住定住の促進を図るため、「空家バンク」の運用を始めました。これは、空家の売却・賃貸を希望する空家所有者と空家の購入・賃借を希望する空家利用希望者の橋渡しを行う事業です。

住まなくなった家をお持ちで、売却や賃貸をしたいと考えている空家所有者の皆さん、空家バンクに登録しませんか。

詳しくは、市空家バンク専用HPまたは、住宅課(☎47-8184)へ。

大垣暮らし 空家バンク

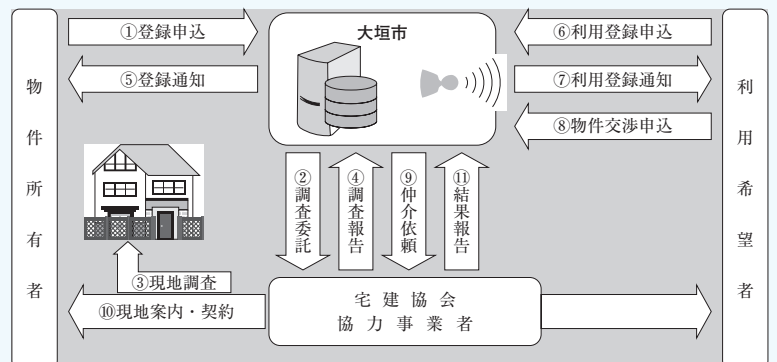
検索

◆対象とする空家

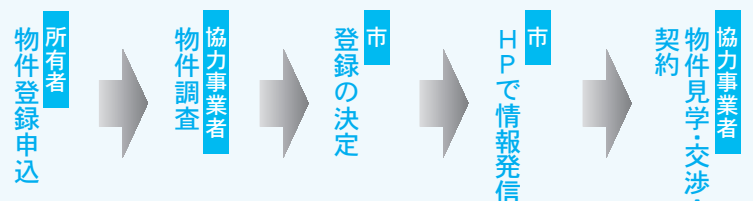
▷対象地域/市内全域

▷対象空家/①～⑤すべて該当する物件 ①所有者(相続)登記が完了していること ②抵当権などが設定されていないこと ③土地の所有者が同一であること ④一戸建てであり店舗・長屋・アパートでないこと ⑤不動産業者で取り扱っていないこと

◆空家バンク事業のイメージ図



◆申込から契約までの流れ



※市は物件に関する交渉や売買、契約について一切関与しません。